

## ● 共済金（対象となる災害や請求方法等）のご案内

### 1 共済金の対象となる交通事故

日本国内において、一般の交通の用に供する道路等（参照 Q & A）で走行中の次に掲げる交通乗用具によって、加入者が死亡又は負傷したとき。

ただし、会社、工場、駐車場、公園等一般の交通のために開放されていない場所での災害及び遊園地等にある遊戯用の乗物の災害は除きます。

- (1) 自動車、原動機付自転車、自転車、耕運機、身体障害者用車いす
- (2) 汽車、気動車、電車、モノレール、ケーブルカー、空中ケーブル
- (3) 航空機、船舶（定期航空運送事業又は一般旅客定期航路事業によって運行する旅客用のものをいう）

### 2 共済金を支払わない災害

#### 1. 契約者の故意によって生じた災害

- (1) 共済契約者が、自ら死傷することを目的とした災害
- (2) 共済契約者が、他人を死傷することを目的とした災害
- (3) 共済金受取人が、共済契約者を死傷することを目的とした災害

#### 2. 契約者の重大な過失による災害

- (1) 専用軌道敷地内の一般の通行を禁じている場所に立ち入り生じた災害
- (2) 警報機又は遮断機が作動している踏切において衝突又は接触によって生じた災害
- (3) 制限速度を時速 30 キロメートル以上超えて生じた災害
- (4) 共同危険行為による災害
- (5) 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転による災害（知りうる状況の同乗者を含む）
- (6) 歩行者の単独転倒または、固定物への衝突、接触による災害
- (7) 遊戯及びモータースポーツ用の乗用具による災害

#### 3. 地震その他異常な天災による災害

### 3 共済金を減額する災害

- (1) 運転者の法令に反する行為や単独での災害
- (2) 歩行者等が交通量の激しい場所で、無理な横断をするなど、本人の過失による災害
- (3) 警察に事故の届け出をしていない災害
- (4) 審査委員会によって減額が決定された災害

### 4 共済金を請求するときの書類（書類の費用は自己負担となります）

- (1) 交通災害共済契約書兼領収書（事故当時のもの）

(2) 交通事故証明書（自動車安全運転センターが発行したもので請求用紙は警察署、交番、駐在所にあります。）

(3) 医師の診断書

※①～④が記載されたものであれば、様式は問いません。

①傷病名

②入院期間

③通院期間及び実日数

④病院名及び医師名の押印のあるもの

(4) 運転者の災害は、運転免許証

(5) その他特に当組合が必要とする書類

(6) 印かん

(7) 金融機関の振込先のわかるもの

※(1)～(4)までの書類は、写しでも可。

※ 死亡の場合は、他に戸籍謄本、住民票、死亡診断書又は死体検案書

## 5 共済金の請求先、請求方法

(1) 死亡・重度障害は、交通共済事務局に問い合わせのうえ、事務局に請求してください。

(2) 請求できるのは、本人かその遺族又は委任を受けた方（成年者）です。なお、本人及び遺族が未成年のときは親権者又は後見人が請求してください。

(3) 北九州市の窓口と共済金のお支払い

・交通共済事務局又は区役所の総務企画課広報広聴係で受け付けます。

・区役所での受付分は、後日、現金書留又は口座振込で支払います。

ただし、振込等の手数料は本人負担となります。口座振込を希望される方は、銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人がわかるようにしてください。

(4) 中間市、水巻町、芦屋町、遠賀町、岡垣町、行橋市、苅田町、みやこ町の窓口と共済金のお支払い

・市役所又は町役場の担当課で受け付け、お支払いします。

## 6 共済金請求の時効

共済金の請求は、事故発生の日から3年を経過すると請求できません。なるべく早く（1年以内）請求してください。したがって、治療が2年以上続くようであれば、治療途中で請求してください。

7 共済金（2口は倍額、3口は3倍額）

7日間以上の入・通院により下記の等級を決定しています。従って、入院、通院を別々にお支払いしていません。

等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級		1等級
治療期間	7～29 日間	30～89 日間	90～179 日間	180 日以上	重度障害		死亡
通院のみ	1.7 万円	2.3 万円	3.0 万円	3.8 万円	2級	1級	
入院日数	15日以上入院がある場合						
15～29日	2.5	2.8	3.5	4.3			
30～59日		4.0	4.5	5.0			
60～89日		5.0	5.5	6.0			
90～119日			7.0	8.0			
120～149日			8.5	9.5			
150～179日			11.0	12.0			
180～239日				14.0			
240～299日				17.0			
300日以上				20.0			
					110 万円	120 万円	120 万円

〈注1〉治療期間のうち、通院実日数が少ない場合、該当共済金が変わることがあります。

〈注2〉1・2等級は交通事故を直接の原因として365日以内に死亡又は、重度障害（身体障害者福祉法による1級及び2級）になったとき。